

諫早市教育委員会議事録

令和2年第13回（12月定例）

令和2年第13回（12月定例）教育委員会

1 日 時 令和2年12月25日（金） 13時30分～14時40分

2 場 所 諫早市役所 8階 会議室8-3

3 出席者 教育長 西村 暢彦
委 員 秀島 はるみ
委 員 宮本 峻光
委 員 原田 裕介
委 員 山口 秀雄

4 会議に出席した事務局職員

教育次長	高柳 浩二
教育総務課長	田島 正孝
学校教育課長	有谷 孝彦
生涯学習課長	佐藤 小百合
文化振興課長	諸岡 昌史

5 議題

議案第15号 令和3年度県費負担教職員人事異動方針について

議案第16号 諫早市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

議事録署名人の指名

原田委員と山口委員を議事録署名人に指名

議事録の承認

令和2年第12回（11月定例）教育委員会の議事録について
質問・意見なし
原案どおり可決

教育長等の報告の要旨

《教育長の報告》

1 成人式の延期について

昨日市長と協議を行い、来年1月10日に予定していた令和3年成人式については、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、延期させていただくことに決定した。延期の日程については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、また、次年度の成人式との絡みも考慮しながら、実行委員会の中で協議していきたいと考えている。

2 令和2年12月定例市議会一般質問について

今回の一般質問は似通った質問が多く、一番多かった質問が通学路に関するものであった。中でも、真津山小学校区、久山の名切地区は、川を挟んで喜々津東小学校があるということで、来年度から、基本的には真津山小学校であるが、希望する者は喜々津東小学校に通学を許可する決定に関して、3番湯田議員、8番中野太陽議員、18番北島議員から質問があった。通学路の安全に関しては、建設部と併せて対応していくこと、中学校へ進学した際はどうなるのかは、希望を取って対応していくこと、また、学童はどうなるのかは、担当である健康福祉部のほうで回答したところである。

4番松永隆志議員からは通学路の安全策についての質問があった。毎年、学校が地域、保護者等から集めた情報を基に、7月から8月の期間で国、県及び市が現地で合同点検を実施し、その後それぞれに割り当て、2月に報告を受けるとい

うシステムがあることを紹介した。

14番大久保議員からは、飯盛西小学校区の通学路に土砂崩れの危険地域に指定されている箇所があるということで、バス通学をさせている保護者に対し、そのバス通学費への補助はできないかという質問があった。現在学割で半額となっているため、残りの半額に対し、市から補助できないか前向きに検討していきたい旨答弁したところである。

次に給食について、4番松永隆志議員、8番中野太陽議員から給食費の無償化・補助はできないかということで、現在、材料費のみが保護者負担で、給食センターの維持費や人件費は年間4億円から5億円を市が負担しており、要保護家庭や準要保護家庭については、就学援助というかたちで支援ができていると答弁した。

次に図書館について、6番山口喜久雄議員からコロナ渦における図書館の利用・運用状況へのお尋ねがあった。4月、5月の閉館や学生の利用制限もあり、利用人数が減少しているが、図書館の利用状況については、九州にある人口10万人以上の都市の中では諫早市が1番であることを答弁した。また、電子図書館にすれば、来館しなくても本が借りられるため、その方法がいいのではないかという主旨の質問があったが、電子図書を購入した場合、数年で権利が切れ、蔵書としては残らないため、再び権利を購入する必要があるといった問題点等をいくつか答弁した。また、紫外線ランプを活用した本の除菌についての考え方を問われたが、新型コロナウイルスについては、紫外線ランプで除菌できるといった効果を実証されていないことを説明した。また、雑誌スポンサー制度への影響はあるかとの質問があった。雑誌スポンサー制度とは、雑誌の購入費を地元企業に負担してもらい、図書館に設置してもらい代わりに、その雑誌を設置した棚や雑誌本体のカバーにその企業から提供されたことを記すものである。企業自体のPR、また、文化活動への貢献といったイメージアップにつながるものであると考えている。新型コロナウイルスが拡大している中ではあるが、今年度については、影響はない旨答弁したところである。

12番田添議員から現在図書館の態勢は4館3分室あるが、このままの体制でいくのか、指定管理者制度導入の考えはないのかといった質問に対しては、司書のレファレンス能力や選書能力の高さ維持のためにも指定管理者制度の導入は考えず、現在の体制でやっていく予定である旨答弁した。また、著作権法改正が図書館に与える影響についての質問については、まだ法案の状態であるため、今後も注視していく必要がある旨答弁した。

19番相浦議員の市民センターの建替えについては、中央公民館の役割を担う生涯学習センターの建設が考えられているため、現在は検討していない旨答弁した。

《教育長の報告に対する質問・意見》

[委員]

給食費の無償化を実施している自治体はあるのか。

[教育長]

本日、無償化に関するデータは持ち合わせていないが、全国的に見てもない訳ではなく、県内においても第2子、第3子等の給食費を無償化している自治体はある。ただ、ほとんどが人口が少ない小さな町である。

[教育総務課長]

文部科学省が平成29年度に実施した調査によると、1,740自治体のうち小学校・中学校とも給食費の無償化を実施している自治体が76自治体であり、全体の4.4%であった。その76自治体のうち71自治体が町村であり、また、人口1万人未満の自治体が56自治体で73.7%を占めている。

《生涯学習課長の報告》

図書館法施行70周年記念図書館関係者表彰について

《生涯学習課長の報告に対する質問・意見》

なし

《文化振興課長の報告》

「千々石ミゲル墓所推定地」第4次発掘調査計画の記者発表について

《文化振興課長の報告に対する質問・意見》

[委員]

千々石ミゲルは、一般的にはキリスト教から離れたと言われているが、ご子孫の浅田氏も同じくキリスト教徒ではないのか。

[文化振興課長]

把握していない。

[委員]

基本的にイエズス会の問題であったと思われるが、長崎県のカトリック関係者は、千々石ミゲル墓所推定地に係る調査に対し、何かしらアプローチがあったのか。

[文化振興課長]

特に聞いてはいない。

《議 事》

1 議案第15号 令和3年度県費負担教職員人事異動方針について

学校教育課長 説明

[委員]

離島教育特別枠ができた理由は、離島への希望者が少なかったからできたのか。それとも多かったからできたのか。

[学校教育課長]

離島への希望者が少なかったことからできた制度であると考え。従来、本土勤務を15年経過すると必ず離島へ勤務しなければならないこととなっていた。そうすると、本土勤務15年経過後に離島へ勤務する者が多くなることから、教職員の年齢層が高くなってしまう。そのため、最初から離島へ勤務を希望する若い教職員を増やすために設けた枠なのではないかと考える。

[委員]

離島は人口減少と高齢化が進んでいるため、教職員一人あたりの児童生徒数が少ない学校が多いのではないか。

[学校教育課長]

教職員一人あたりの児童生徒数には、確かに差はある。教職員定数というものが、学級数によって教職員の定数が決まっている。そのためずれが生じてしまう。

[委員]

そこに問題はないのか。

[学校教育課長]

今のところはない。加配というものが、臨時的任用や再任用の職員を大規模校に配置し、教職員一人あたりの児童生徒数を減らすような措置をしている。

[教育長]

島によって実情が異なる。距離が遠くて統廃合がなかなか進まないところもある。児童生徒数が少なすぎて困る場合もあり、複式学級には補助員をつけたりする。本市でも人口減少によって同じ問題が起こる可能性もある。

[委員]

数年前に瀬戸内海の小島にある、小さな町であった事例がテレビで放送されていた。ある小学校にたった1人の生徒がおり、その生徒が卒業すると、その小学校には生徒がいなくなるということだったが、2、3年後にはまた入学する生徒がいるということもあり、2、3年の空白の期間を埋めるために、その小学校に赴任している教職員の家族を島に呼び、自分の子供を生徒として入学させ、その学校を維持させるというような内容であった。本市でも同じように、一時的には学校へ通う子どもがいなくなっても、数年後にはまた学校へ通う子どもがでてくるといったことが起きるかもしれないため、学校の統廃合や運用には長い目を持って検討する必要があると考える。

[学校教育課長]

そのような場合、休校制度というものがある。児童生徒が卒業したあと、学校は休校扱いとなり、生徒が入学してくるとまた再開できるようになっている。

[委員]

休校は何年までと決まっているのか。

[教育長]

年数に定めはなく、今後の見通しにより、設置者である自治体が判断する。

原則、子供が住むところの6 km以内に学校を作らなければならない。そのため、6 km以上離れたところに住む子供は就学支援、遠距離通学の補助の対象となっている。

6 km以内に学校を作らなければならないというこの原則は、法的に強い縛りがあるものではないが、島の子どもたちも本土同様、平等に教育を受ける権利があり、その権利を保障しなければならない。県内では池島あたりがそのような状況である。

原案どおり可決

2 議案第16号 諫早市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

学校教育課長 説明

[委員]

介護の対象者は限定されるのか。

[学校教育課長]

対象者は、両親や配偶者の両親である。

[委員]

親類で他に看る人がいない場合はどうなるのか。

[学校教育課長]

事案に応じて調べるが、基本的には認められない。

[委員]

医療の立場から言うと、介護のための休暇が取れずに、やむを得ず仕事を辞め、介護に専念する方がおり、最初のうちはよいのだが、介護がストレスとなったときに、なぜ仕事を辞めてしまったのかと考え、精神的に病んでしまい、鬱状態になってしまう方が結構多い。こういう制度を作るのであれば、介護が終わったあと、また職場に復帰できるように、柔軟に対応してほしい。

[学校教育課長]

この議案は、短期の介護休暇である。制度的には長期の介護休暇もあり、復帰ができるようになっている。

[委員]

短期の介護休暇は何日間と決まっているのか。

[学校教育課長]

制度上日数は決まっている。具体的な日数は調べて後ほど報告する。
原案どおり可決

その他

教育総務課長

定例教育委員会の日程について説明

14時40分閉会